## シラバス参照

科目名	高齢社会の法政策
配当年次	3年次
開講期間	春学期
単位数	2
担当教員	松野 民雄(マツノ タミオ)
期間・曜日・時限・教室	春学期 木曜日 1時限 4-206

*	
授業の目的・目 標	〈授業の概要〉この授業では、高齢社会に対応するための高齢者の保護に関する法政策についての講義を行う。高齢者保護のための現行の法政策として、どのようなものがあるのかについて、民事法分野を中心に講義絵を行う。 〈授業の目的〉 高齢者保護のための現行の法政策に関する知識を修得し、将来的には、どのような法政策が必要となるのか検討してもらいたいと思っている。 〈修得できる力〉 ①高齢者保護のための現行の法政策に関する基礎知識の修得および理解 ②高齢者に関する法律問題について、現行の法政策をあてはめて具体的な解決方法を提示できる。 〈授業の到達目標〉 高齢者に関して、現在、どのような法律問題があるのかを発見し、その問題解決のために必要な法政策の方向性を提言できるようになる。
準備学習等の 指示	次回の講義内容に関して、指定する文献、プリントその他のものを、よく読んでおくこと。
講義スケジュー ル	この授業では、高齢社会に対応するための高齢者の保護に関する法政策の知識を身につけることができる。具体的には以下のスケジュールで進めていく。  第1回 高齢者保護に関する法政策の概要 第2回 高齢者の財産管理・身上監護に関する法政策 第3回 成年後見制度—法定後見制度— 第4回 成年後見制度—任意後見制度(その1)— 第5回 成年後見制度—任意後見制度(その2)— 第6回 高齢者への融資制度・利用可能な担保制度 第7回 リバース・モーゲージ制度 第8回 高齢者の居住の保護 第9回 高齢者居住法 第10回 高齢者居用政策(その1) 第11回 高齢者雇用政策(その2) 第12回 消費者としての高齢者の保護 第13回 高齢者不の虐待の防止
教科書	松野民雄著『現代民法概要』(嵯峨野書院)、その他、必要に応じてプリントを配付する。
参考文献	『六法』(例えば、『ポケット六法』(有斐閣)など)、その他、授業時に指示する。
授業の方法	講義方式
成績評価方法	授業への出席(3分の2以上)が、当然の前提となる。受講態度・授業への取組姿勢(30%)および定期試験(レポート)の結果(70%)によって総合的に判断する。
オフィスアワー	木曜日昼休み
居室	4号館4階408号室
ホームページ	
その他特記事項	昨年度、「民法(総則)」・「民法(物権)」を履修済みであるあるか、または、本年度に履修すること、および、本年度、「民法(債権総論」・「民法(債権各論)」を履修することが望ましい。
74	